

IFRS news

IASBがIFRS第10号およびIAS第28号の修正の発効日延期を提案

October 2015

国際会計基準審議会 (IASB) は、企業が、投資者と関連会社または共同支配企業間の取引の会計処理方法のいくつかの側面を変更しなければならない日付を無期限に延期することを提案しました。これにより、IASB が持分法に関する調査研究プロジェクトを最終化するまで、実務のばらつきが残ることになります。PwC アカウンティング・コンサルティング・サービスの Tatiana Geyhman がこの影響について解説します。

IASBは、2015年7月に、2014年9月に公表した「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は抛却 (IAS第10号および第28号の修正)」(以下、「2014年修正」という)の発効日を無期限に延期することを決定しました。代わりに、これに関連する論点を持分法に関する調査研究プロジェクトに追加されています。また、この2014年修正の早期適用は認められます。

これまでの経緯

IASBは、2014年9月、国際会計基準 (IAS) 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」と国際財務報告基準 (IFRS) 第10号「連結財務諸表」の間で会計処理に矛盾があることに対処するため、両基準の狭い範囲の修正となる2014年修正を公表しました。この2014年修正では、投資者は、抛却する非貨幣性資産が「事業」を構成する場合、利得または損失の全額を認識し、抛却する非貨幣性資産が「事業」の定義を満たさない場合、その他の投資者の持分の範囲でのみ利得または損失 (すなわち、部分的な利得または損失) を認識することとされていました。

2014年修正は、投資者が関連会社または共同支配企業に資産を売却または抛却する場合にのみ適用されることになっていました。

IASBは、2015年1月、2014年修正の意図しなかった影響について議論しました。IAS第28号は、取得した関連会社 (または共同支配企業) の純資産の公正価値が投資原価を上回る場合、その超過額を当初取得時に収益として認識することを要求しています。この要求事項を上述の限定的な状況に適用すると、2014年修正で消去される利得が収益として再認識されることになります。

このため、IASBは、2015年1月に、このような限定的な状況において、保持している投資の当初認識時の取得原価は当該投資の公正価値であり、利得または損失の消去は事後の調整であることを説明するため、IFRS第10号を修正することを決定しました。これは、消去した部分的な利得の戻入を防ぐことを意図したものです。

IASBは、2015年6月、この新たな修正に関連する作業を中断し、その代わりに、この論点を持分法の調査研究プロジェクトの一部として扱うことを決定しました。その結果、IASBは、2014年9月修正の発効日を無期限に延期することを提案しました。

影響

適用日延期のガイダンスはまだ最終化されていませんが、影響を受ける企業は引き続き会計方針の選択を適用することができます。関連会社または共同支配企業に売却もしくは拠出された非貨幣性資産が「事業」である場合、企業は、売却または拠出にかかる利得または損失の全額、またはその他の投資者の持分の範囲でのみ利得または損失(すなわち部分的な利得もしくは損失)を認識することができます。選択した会計方針は、その他の類似するすべての取引に適用しなければなりません。